

本年一二月一七日(土)、新宿区西早稲田の早稲田大学国際会議場において、日本スポーツ法学会第二回大会を開催いたしました。大会では、自由研究発表、会務を処理するための定期総会、「スポーツにおける紛争と事故」をテーマとする基調講演、シンポジウムをもつことを予定しております。その詳細につきましては、十月中旬に会員各位にお送いいたします。

なお、自由研究発表を希望される会員は、別紙の「発表要項」にしたがい、事務局にお申し込みください。

第二回大会開催の お知らせ

事故問題部会研究会 報告

さる四月一日、岸記念体育館会議室において、事故問題部会の第一回研究会が開催されました。菅原哲朗座長が司会にあたり、二三名の会員が参加して活発な討議が行なわれました。以下はその報告です。

一、今後の部会の進め方

今後は部会の中心メンバーを明確にして、計画的に研究を進める

こととなつた。日程等の具体的な点は理事会で決定する。

二、スポーツ事故判例研究

判例研究のテーマとして「ブーリ事故判例」が取り上げられ、弁護士の望月浩一郎会員から報告が

日本スポーツ法学会

会報

第 4 号

発行人 千葉正士
編集人 濱野吉生

〒359 埼玉県所沢市三ヶ島二一五七九一一
早稲田大学人間科学部濱野研究室内

(電話) ○四二九(四九)八一一一 内三七一三(研究室)
○四二九(四九)八一一一 内三四二九(学科室)
(FAX) ○四二九(四八)四三一四

あり、討議が行なわれた。

望月会員は、裁判例では初めて「施設の欠陥」を認めて注目された熊谷高校水泳部員の事故を担当されているほか、数件のプール事故を担当されている。

① 報告

事故にあつた部員は、クラブでもトップクラスの技量をもつた生徒であり、指導にあたつた教師が「なぜ事故が起つたのか分からぬ」と言つてゐるような状況で、「なぜ事故が起きたか」を調査したことから始めた。しかし、その後、アメリカの水泳事故の権威者から「一メートル程度のプールで事故が起きない方が不思議である。アメリカでは一五〇センチから一六〇センチ以下のプールの事

故は設置者側が敗訴する」ということを聞き、彼我の相違に驚いた。

日本では、裁判所は、被害者を救済する場合でも、「指導者の過失」を理由にするため、事故を予防することにつながらない。

飛び込みの実態を分析すると、上手な人でも、一・三メートルくらいの深さに達することがある。したがつて、水深は最低でも一・三から一・五メートルは必要ではないか。また、水泳の指導者が今でも「一・二メートルもあれば安全」と思い込んでいる状況もある。施設の設置と指導者の意識を変えなければ事故は減らない。

② 討議

望月会員の報告の後、討議が行なわれた。各会員から活発な発言

1994年6月25日

があり、大変充実した討議になつた。以下は、その要旨である。

- ・以前は深いブルーが多かつた。
- ・それで「溺死事故」が起きた。
- ・「絶対安全なプール」というものはないのだから、指導の問題が重要なのではないか。
- ・日本の水泳は、「競技のための指導」が基本であつた。しかし、教育の場で、「飛び込み」の指導が必要かを考え直す必要がある。また、小中学校の体育教師が、多数ある種目の全てに通曉するには無理ではないか。

・同じ小学生でもスイミングスクールに通つてゐる児童とそうでない児童では技量に大きな差があり、教師の指導も困難である。

・指導者が危険性についての基本的な知識に欠けていのではないが故責任を争うため、事故の教訓が他に生かされず、同種の事故が同じ県内で起きている。行政の対応の遅れが大きな問題である。

・教師を養成する体育系大学では、極く一部の先進的な大学を除いては、事故やその防止法についても、学会の総会で決議を出したらどうか。

(岡田和樹記)

ての教育が十分になされていない。この点の改善も必要である。

・今日の議論は大変貴重だ。行政や指導者に注意を喚起する意味でどうか。

(岡田和樹記)

■書評■

『スポーツと法』

Sport and the Law

Edward Grayson
London, 1988

著者は、法律がスポーツ活動を促進し得るところと、スポーツの有する高度な公共的性格及び象徴性が法律における重要な要素であることを強調する。法律やその執行を伴わない社会が無政府状態を意味するように、規則(ルール)や制御の伴わないスポーツは無秩序をもたらすと指摘し、さらに、レクリエーションやレジーナ領域のスポーツ世界の拡大を、スポーツをめぐる政府政策の一貫性の欠如と関連付けて問題提起する。

学校のスポーツクラブ、スポーツ活動・団体への税金賦課、スポーツ医療、女性スポーツ、スポーツ活動をめぐる公正裁判例、スポーツ権をめぐる行政上の見解といった諸テーマについて、法律との関わりで理論展開を行う。

一五章「これからスポーツと法は?」(Whither Sport and the Law?)では、現代スポーツは混沌の中にあり、スポーツの境界領域が拡大していると位置付け、さらにスポーツをめぐる「法の支配」を逸脱している要素として暴力、薬物、商業主義、政治的介入を挙げかかる形であれスポーツに関心を

持ち、スポーツに関わり、その影響を受けている全ての人々である。「なぜ、スポーツと法なのか?」(Why Sport and the Law?)と題した三章では、スポーツ法の成立過程を検討する中で、法的諸問題に影響を受けない社会は存在せず、スポーツも例外ではないことを論じ、四章では、法律と絡み合ったスポーツの展開を「スポーツ・ピラミッド」という構造図を提示しつつ説明する。五章ではスポーツ施設内外における公衆保護に関する法律を示し、六章以下、

『スポーツ権力と國家法規範秩序』

Puissance sportive et ordre juridique
éstatique
Gérard Simon
Paris, 1990

シモンの「スポーツ権力と国家法規範秩序」は、公法の主要な博士論文を出版する「公法叢書」から出版され、フランスのスポーツ法に関する博士論文の中でも代表的なものである。

本書は、序論、本論二編及び結論からなる。第一編「スポーツ権力の確立」は、第一部「スポーツ権力の形成」及び第二部「スポーツ権力の特性」からなる。スポーツは「競争意思の一一致」を前提として(一部一章)、この競争意思の統

一を構成するためには、スポーツ連盟が形成され、統一を維持するためには、連盟上層部の独占的な権限が形成されたこと(一部二章)、スポーツ権力を有するようになつた連盟は、競技規則による規制(一部一章)、競技会参加に関する許可(一部二章)及び参加者に対する監督・懲戒権(一部三章)というスポーツ権力の特性を有することが論説される。第二編「国家法規範秩序によるスポーツ権力の承認」は、第一部「競技会組織に関する独占的な連盟の権限の承認」及び第二部「国と連盟の間で共有される権限の整備」からなる。スポーツが公的活動として認識されるにともない、国が法律によりスポーツの公務の任務をスポーツ連盟に認め(一部一章)、スポーツ権力の特権を連盟が有するようになつたため(一部二章)、連盟の行為の適法性が行政訴訟として争われ、司法による連盟に対する監督が生じたこと(一部三章)、さらに、連盟が警察作用までを有し(一部一章)、スポーツ行政政策にも参画するようになつたこと(一部二章)が論説される。結論では、連盟にスポーツ権力が存在するのは競争システムの本質であり、このように多元的

に私権力を国が承認することは、民主主義と自由のしるしであり、国の主権の表明であるとまとめている。本書は、スポーツ連盟に関する関連法規、行政訴訟判例及びそれらの先行研究を整理し、詳細に検討している点、また連盟のスポーツ権力という視点から国家による私権力の承認の意味について一貫して分析している点で、優れた論文といえる。

(齊藤健司記)

『ヨーロッパにおけるスポーツ法』

Sportrecht in Europa

Michael R. Will (Hrsg.)

Heidelberg, 1993

本書は C.F.Mueller 社より発行されている「法とスポーツ」のシリーズ第一巻目に当たるものである。このシリーズは様々な側面から「法とスポーツ」に光を当てており、スポーツ法学の課題の多さを改めて認識させられる。

第一巻全体のテーマは、ヨーロッパ共同体(現在はヨーロッパ連合)内のスポーツ法であり、各

国々の比較研究というよりはむしろ、それぞれの国のスポーツ法の紹介といえよう。つまり、フランス、イギリス、イタリア、ポルトガル、スペイン、ギリシャ、ポーランドのスポーツ法を概観したものと、さらに、「ヨーロッパ共同体内部におけるプロ・サッカー選手の増加」、「ヨーロッパ共同体居住・移転の自由」という内容で構成されている。各国の紹介で取り上げている内容は様々であるが、主にいわゆるプロのスポーツ選手の契約の自由や居住・移転の自由、国家とスポーツの関係などを対象としている。もちろん、ヨーロッパ統合を視野に入れた内容となつていて。

ヨーロッパは、現在、統合に向けて着実に歩みを重ねている。解消しなければならない問題が山積する中で、スポーツに関する法の整備はまだ不十分な状態である。とはいっても、EC法においては、スポーツ活動について明確に規定を設けているわけではない。EC裁判所の判決では「共同体の目的に照らして、スポーツ活動は、共同体法の範囲内では、条約二条の意味における経済生活の一部として対処する」としている。このような判断を受けて、経済統合がなされつつある共同体内部で、選手のスポーツ活動の自由がどのように保障していくのかが注目さ

れる。筆者は、法が不完全で未整備だからこそ、これから発展が期待できるとしている。

以下、各国のスポーツ法の紹介に入る。例えば、イギリスやポーランドの章では、「スポーツ法」(Sportgerichtbarkeit)の基礎と範囲に触れている。これらが、各国の状況の单なる紹介に終わらず、スポーツ法の抱える問題や課題を抉り出す形となつていて。

ヨーロッパは、現在、統合に向けて着実に歩みを重ねている。解消しなければならない問題が山積する中で、スポーツに関する法の整備はまだ不十分な状態である。とはいっても、EC法においては、個別法で調整していくのか、という選択についても、その取るべき方向についての共通認識があるわけではない。ヨーロッパ統合といふ大きな波の中で、スポーツ法どのような捉えていくのか。とりあえず、本書は、共通の認識を築くために、各国の状況を知るために、各の書ではないだろうか。

(小林真理記)

